

2月16日～3月15日に行われる

令和2年分確定申告の改正点と要点をまとめました。

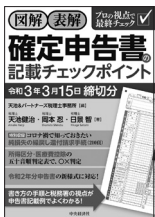
①基礎控除額の引き上げ

令和2年分から、所得税における基礎控除額が38万円から48万円に引き上げられます（一部の高所得者を除く）。控除額が多い＝従来より税負担が軽減されるということです。ただし、給与所得控除の引き下げも同時に行われ、パートやアルバイトの方の、いわゆる「103万の壁」は改正後も変わりません。基礎控除の引き上げとともに、給与所得控除の引き下げという改正もあったため、これらが相殺される仕組みです。なお、今回の改正で最も影響を受けるのは一部の高所得者です。合計所得金額が2,400万円を超えると、基礎控除額が減少します。これにより税負担が増えるケースが生じます。

②純損失の繰戻し制度

確定申告において、個人事業主は青色申告という制度を使うことができます。青色申告には様々な申告書や条件が必要とされる一方で税制上のメリットがあります。その一つが純損失の繰戻し制度です。これは例えば個人事業主が開業した際に発生した損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受ける制度です。不況下で事業環境が大きく変わった今だからこそ知っておきたい制度です。

並べてご展開いただくと
『純損失…』の認知度&購買率アップに！



図解・表解

確定申告書の記載チェックポイント

〈令和3年3月15日締切分〉

ISBN : 978-4-502-36551-5



図解・表解 純損失の繰戻しによる

還付請求書の記載チェックポイント

—Withコロナ時代に知っておくべき還付請求手続

ISBN : 978-4-502-36341-2